

内閣人第三九号

起案

平成二十三年三月一日

決定	平成二十三年三月一日
上奏	平成二十三年三月一日
裁可	平成二十三年三月一日

施行

平成二十三年三月一日	平成二十三年三月一日
平成二十三年三月一日	平成二十三年三月一日
平成二十三年三月一日	平成二十三年三月一日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

平

内閣官房副長官

野

内閣総務官

平

原

菅 国務大臣

菅

川端 国務大臣

端

前原 国務大臣

原

仙谷 国務大臣

谷

原口 国務大臣

口

長妻 国務大臣

妻

小沢 国務大臣

沢

中井 国務大臣

井

千葉 国務大臣

葉

赤松 国務大臣

松

北澤 国務大臣

澤

平野 国務大臣

野

岡田 国務大臣

田

直嶋 国務大臣

嶋

亀井 国務大臣

井

福島 国務大臣

島

枝野 国務大臣

枝

岡部 喜代子

最高裁判所判事に任命する

(四月十二日)

内閣

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(民法)

お ぐ ぎ よ こ
岡 部 喜 代 子

昭和24年3月20日生

略 歴

昭和46年	3月	慶應義塾大学法学部卒業
〃	48年	9月 司法試験第2次試験合格
〃	49年	3月 慶應義塾大学大学院法学研究科私法学専攻修士課程修了
〃	49年	4月 司法修習生
〃	51年	4月 判事補 名古屋地方裁判所判事補
〃	61年	4月 判事 大分地方・家庭裁判所判事
平成	元年	4月 東京家庭裁判所判事
〃	5年	4月 依願退官
〃	5年	6月 弁護士名簿登録(東京弁護士会)
〃	9年	4月 東洋大学法学部教授(～平成16年3月)
〃	16年	4月 東洋大学専門職大学院法務研究科教授(～平成19年3月)
〃	19年	4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(委員等歴)

平成	6年	4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師(～平成11年3月)
〃	6年	4月 大妻女子大学非常勤講師(～平成9年3月)
〃	6年	4月 東洋英和女学院大学非常勤講師(～平成10年3月)
〃	8年	8月 総務省恩給審査会委員(～平成17年1月)
〃	10年	4月 建設省建設審議会委員(～平成13年1月)
〃	11年	4月 日本大学法学部非常勤講師(～平成16年3月)

- 平成12年 8月 経済産業省産業構造審議会 化学・バイオ部会
(~平成14年10月)
- 〃 13年 1月 厚生労働省援護審査会委員 (~平成14年10月)
- 〃 14年11月 中央労働委員会公益委員
- 〃 15年 6月 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員 (~平成21年6月)
- 〃 17年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
(~平成19年3月)
- 〃 17年 5月 厚生労働省援護審査会委員 (~平成18年8月)
- 〃 20年10月 青山学院大学法科大学院非常勤講師
- 〃 21年 6月 労働政策審議会労働条件分科会委員